分譲マンション共用部分の バリアフリー化助成制度

申請の手引き

平成 26 年度より、申請の方法が一部変わりました。平成 25 年度までは申請前に施工業者と工事契約を結び、その写しが申請時に必要でした。

平成 26 年度からは、申請して助成決定後に施工業者と契約し、完了報告時に契約書の写しが必要になります。ご注意ください。

また、上記変更に伴い、申請者に代わり施工業者が申請書を提出する場合、 委任状が必要になります。

①1 助成金はいくら もらえますか?

A 助成の対象工事費の 1 / 3 (最大額 3 3 万 3 千円)です。 実際にかかった工事費用の 1 / 3 ではありません。「分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成制度のご案内」を参照してください。

②2 過去にもこの助成を受けましたが、限度額に満たない工事でした。再度申請できますか?

A この助成は一度きりです。再度助成を受けることはできません。

②3 どのようなマンションがこの助成を受けることができますか?

A 1棟21戸以上の既存の分譲 マンションが対象です。 ただし、 平成14年10月 1日以降に建築されたもの 1棟51戸以上で平成5年 10月1日以降に建築された ものは対象外です。

分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成制度の流れ

申請事例

舒 A マンションの場合

Aマンションは昭和60年に建てられた住戸数25戸の分譲マンションです 管理組合では外壁のメンテナンス工事にあわせて、エントランスにスロー プを設置したいと考えています。助成金の申請の流れをご紹介します。

申請に必要な書類を入手

- ●「分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成制度のご案内」・ 「分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成に関する添付書類」 を用意します。(①または、②から入手)
 - ①検索サイトから「西宮市 バリアフリー 共用型」で検索、 または、西宮市ホームページ(http://www.nishi.or.jp/) に アクセスし、「バリアフリー 共用型」で検索し、ダウンロードして印刷
 - ②西宮市すまいづくり推進課(0798-35-3761) に電話して資料



事前相談で工事内容の確認

必須工事があります 事前相談で、助成対象となるか確認します。 築年数、住戸数、現在のマンションの図面、検討中の工事内容が わかる資料をお持ちになり、窓口まで事前相談にお越しください。 なお、不在の場合もございますので、お越しになる際には電話予約 をお願いします。



助成対象工事には

- 事前相談の後に、現地確認に伺います。
- ※ご不明な点はすまいづくり推進課まで(0798-35-3761) お気軽にお問合わせください。





マンション住民の承認

工事内容と助成を受けて工事を行うことに関して、 マンション住民の承認を得るための総会を開催します。





申請書等の窓口への提出

■ 工事施工業者か、管理組合が窓口(市役所南館3階すまいづくり 推進課)に提出します。申請者名は管理組合の代表者となります。 工事施工業者が、提出する場合、委任状が必要です。

郵送での受付けはいたしません。

※申請書の受付は原則毎年4月1日より開始し、予算が無くなり次第終了、 もしくは11月末日で終了します。



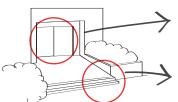






A マンションの場合、全体の工事見積金額は1500万円でした。助成対象工事は、外部 出入り口スロープの設置、スロープの手すり設置です。A マンションの場合、助成対象 工事費は110万円でした。助成対象限度額は100万円で、限度額の1/3が助成金額です。

外部出入口等の必須工事は、 スロープの整備、スロープの 手すり、開口幅の確保のため の壁の改造、引き戸等への取 り替えです。



開口幅の確保のための壁の改造、 引き戸等への取り替えは整備済みです。

スロープとその手すりの新設工事が 対象です。 実際の工事に かかった金額 の 1/3 ではあ りません。

助成金 33万3千円

約1~2週間

助成決定通知の到着

● 管理組合の代表者宛てに助成決定通知書が郵送されます。 ※施工業者には市役所から電話で助成決定の連絡をします。

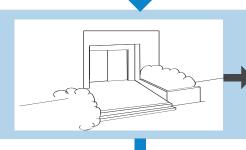


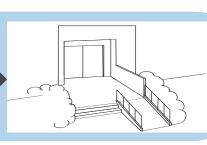


施工業者と契約

工事施工









工事完了届等の窓口への提出 これで手続きは終了

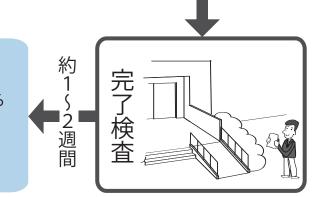
※申請後、管理組合理事長が交代した場合、別途書類が必要です。お問合わせください。 ※工事完了届等は、工事完了後すみやかに、また、申請年度の1月末日までに提出して ください。



施工業者に助成金を支払い

※施工業者からの請求金額は、契約金額から 助成金を引いた金額となります。

A マンションの場合、残りの1466万7千円を施工業者に支払うことになります。



等における注意事項・必要

請 等における注意事 頂

- 1. 1棟21戸以上の既存の分譲マンションが対象です。ただし、 平成14年10月1日以降 に建築されたもの、 1棟51戸以上で平成5年10月1日以降に建築されたものは対象外 です。
- 2. 助成対象工事は、「分譲マンション共用部分のバリアフリー化助成制度のご案内」の裏面を 参照してください。助成対象工事表の必須(印)を必ず取り入れることとしますが、 すでに整備済みの場合は、その箇所を含めることができます。

(整備済みのものを新たに付替えた場合等は、助成対象工事となりません)

- 3. 申請書提出後、工事内容や工事施工業者を変えて工事を行うと助成対象外となる場合があります。
- 4. 工事前写真では、現状がバリアフリーでないことを確認します。工事後写真では助成工事 対象場所を省略せずに撮影してください。また、メジャー等を入れて撮影してください。 着工前と工事完了後に確認に伺います。

申請時必要書 硩

住宅改造等工事実施申請書は住宅改造等工事費見積書は住宅改造等工事計画書 住宅改造等工事念書

管理組合の代表者を証する書類等(総会議事録等の写し) 付近見取図(パンフレット等の写し)

工事内容及び当助成を受けて工事を行うことに関して、住民の承認が確認できる書類等(総会議事録等の写し)

建築年月日、戸数を証する書類等(パンフレット等の写し) 改修工事設計図書(改修工事図面等)

改修工事費見積書 : 🦣 現況写真(工事着工前写真) 🕻 | その他(申請者に代わり施工業者が申請書を提出の場合、委任状)

完 7 要書 時 必 類

住宅改造等工事完了届 助成金請求書 助成金受領についての委任状

工事請負契約書または工事注文書(写し) 施工業者から申請者への請求書(写し) 工事完了後写真

お問合せ先

西宮市 都市局 都市計画部 すまいづくり推進課 西宮市六湛寺町 10番3号 西宮市役所 南館3階

TEL 0798-35-3761

FAX

0798-34-6638

sumaizukuri@nishi.or.jp e-mail

